

分野	15 資格制度関係 (2) 必置資格	意見・要望提出者	規制改革委員会												
項目	自動車整備管理者の必置単位の見直し														
意見・要望等の内容	<p>自動車の点検、整備、車庫の管理は、本来、それぞれの使用者が自己責任において行うべきものであり、特定の資格者の選任を現行の必置単位で義務付ける必要性については疑問が残る。</p> <p>一方、ここ数十年の間に、自動車の性能は飛躍的に向上し、また、自動車保有率の上昇、使用形態の多様化、自動車排出ガスによる大気汚染の問題など、自動車の点検整備を取り巻く情勢は大きく変化しているが、整備管理者を選任すべき事業者等の範囲（＝必置単位）は、昭和38年以来、37年間変更されていない。</p> <p>したがって、整備管理者制度の運用実態、制度の費用対効果、先進主要国における類似制度等について調査を行い、その結果を参考にしつつ、必置単位を変更することについて検討を行うべきでないか。</p>														
関係法令	道路運送車両法第50条	共管	なし												
制度の概要	乗車定員11人以上の自動車、乗車定員10人以下の事業用自動車及び車両総重量8トン以上の自家用自動車を5両以上、その他の自動車10両以上保有する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、整備管理者を選任しなければならない。														
計画等における記載	該当なし														
状況	<table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%; border-right: 1px dashed black;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 20%;">検討中</td> <td style="width: 20%;">措置困難</td> <td style="width: 20%;">その他</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(実施(予定)時期：)</td> </tr> </table>					措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他		(実施(予定)時期：)				
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
(実施(予定)時期：)															
<p>(説明)</p> <p>整備管理者制度については、これまで、度々見直しを行ってきており、最近の例では、平成12年3月に整備管理者の外部委託を認める改正を行ったところであるが、整備管理者を選任すべき事業者等の範囲については、今後、点検整備の実施状況、整備不良に起因する事故や大気汚染の状況並びに事故が起こった場合の加害性、公共性等を踏まえ、整備管理者の必置単位のあり方について調査検討し、この結果を踏まえ、必要に応じて必置単位の見直しについて検討を行う。</p>															
担当局課室名	自動車交通局技術安全部整備課 (連絡先) 03-5253-8599														

分野	15 資格制度関係 (2)必置資格	意見・要望提出者	規制改革委員会		
項目	告示航路の見直し				
意見・要望等の内容	告示航路は昭和39年に決定されて以来変更されていないが、その後の寄港地の医療設備の向上、航路付近の契約病院の増加、無線医療の発達などにより船舶の医療体制は向上し、告示航路を取り巻く状況が制定時から大きく変化していると考えられることから、告示航路の継続について見直しの必要性を検討すべきである。				
関係法令	船員法第82条、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第1条	共管	なし		
制度の概要	アフリカ西海岸にある港、ペルシャ湾にある港、カラチ港のいずれかを起点・終点又は寄港地とする航路(告示航路)については、貨物船であっても、医師を配乗するか、又は医師の配乗に代えて通常の衛生管理者に加えて「衛生管理者再講習受講者」である衛生管理者を配乗することを義務付けている。				
計画等における記載	該当なし				
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他	
(説明) 当該告示航路は昭和39年、労使を交えた船員中央労働委員会での議論を経て決定されたものであり、このような経緯を踏まえると、現在の告示航路の見直しの必要性については、近年の疾病発生状況等根拠データを明らかにした上で、労使双方の意見も踏まえ検討する必要がある。					
担当局課室名	海事局船員部労働基準課		(連絡先)03-5253-8653		

分野	1 5 資格制度 (2) 必置資格	意見・要望提出者	規制改革委員会
項目	給水装置工事主任技術者と管工事施工管理技士の資格の相互乗り入れ		
意見・要望等の内容	<p>(要望) 給水装置工事主任技術者と管工事施工管理技士の 2 つの資格には求められる技術・能力等に重複する点もあることから、当面、両方の資格を必要とする事業者の負担を軽減する措置を検討すべきである。</p> <p>具体的には、給水装置工事主任技術者について、水道分野に関する管工事を施工する際に建設業法上必要な「主任技術者」として認める方向で検討を行うべきである。</p>		
関係法令	建設業法第 7 条など	共管	
制度の概要	<p>給水装置工事を施工する指定給水装置工事業者は、水道法に基づき、給水装置工事主任技術者免状を受けている者の中から、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。</p> <p>他方、管工事を行う建設業者は、建設業法に基づき、管工事施工管理技士等の中から、営業所ごとに「専任の技術者」を、工事現場ごとに「主任技術者」を置かなければならない。</p>		
計画等における記載			
状況	措置済・措置予定 (実施予定時期 : H13.1.4)	検討中	措置困難 その他
<p>(説明) H12.12.4建設省告示第 2 2 7 6 号により、給水装置工事主任技術者について、管工事を施工する際に建設業法上必要な「主任技術者」として認めるよう改正を行った。H13.1.4施行。</p>			
担当局課室名	総合政策局建設業課 (連絡先 : 03-5253-8277)		

分野	1 5 資格制度 (2) 必置資格	意見・要望提出者	規制改革委員会
項目	(2 6) 宅地建物取引主任者 (2 6 - 1) 定期講習の内容の見直し等		
意見・要望等の内容	<p>宅地建物取引主任者資格試験に合格し一定の実務経験又は実務講習を経た者は、試験を行った都道府県知事の登録を受け、宅地建物取引主任者（以下「取引主任者証」）の交付を受けることができることとなっている。取引主任者証の有効期間は5年となっており、更新に当たっては新たな取引主任者証の交付を申請することとなっている。また、取引主任者証の交付の際には、講習受講の義務付けがなされている。本資格は、資格者も多く、実際に業務に従事している者が受講しなくてはならないことから、事業者・受講者の負担も小さくない。一方、消費者トラブル防止のため取引主任者の資質の維持・向上を図ることが求められている。したがって、インターネット等による講習などによる受講者の負担の軽減方策等講習内容の見直しに向けた検討を行うべきである。</p>		
関係法令	宅地建物取引業法	共管	-
制度の概要	<p>宅地建物の取引に関する法制度等は比較的改廃が多いので、取引主任者に講習受講を義務付け資質の向上を図ることを目的とする。（宅地建物取引業法第22条の2第2項）</p> <p>実施機関 各都道府県知事又は民法第34条の規定に基づいて設立された各都道府県宅地建物取引業協会等の公益法人</p> <p>講習時間 1日（概ね6時間）</p> <p>講習内容 「宅地建物取引主任者に対する講習の実施要領」（昭和55年建設省告示第1798号）</p> <p>実績 平成11年度受講者約11万人（建設省取りまとめ）</p>		
計画等における記載	-		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 年度)	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>講義内容、講習時間及び講習方法等について平成13年度に委員会を設け見直しの検討を行う。 具体的には受講者の負担軽減のために、講義内容（税制等）、講習時間及び講習方法（ビデオ化等）や地域性を考慮したインターネット等による講習について検討する。</p>			
担当局課室名	総合政策局不動産課（連絡先：03-5253-8288）		